

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和8年6月18日 開会時間・午前・午後1時30分 閉会時間・午前・午後2時22分
出席者	野口 佳宏 豊島 保夫 安井 智子 後藤 國弘 藤川 貴雄 南谷 佳寛 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 原 一郎 副議長 南谷 清司	
傍聴者	河崎 周平 後藤 徹 堀 隆和	
説明のために出席した者	栗津明議員 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	・懲罰動議について	

【開会＝午後 1 時 30 分】

野口委員長

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出がありました。委員長においてこれを許可したいと思います。また、会議録についても他の委員会と同様に公開いたしたいと思います。

本日の審査事項は栗津議員に対する懲罰についてです。前回に引き続き協議します。5月15日に発生した議場での陳謝文の朗読を拒否した事犯に対する懲罰動議について、既に提案の説明が終わっておりますので、直ちに審査を行います。審査を始める前に、栗津議員から弁明の申出がありましたので、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

野口委員長

栗津議員の弁明を許可します。栗津議員、入室願います。

〔栗津議員入室〕

野口委員長

弁明を始めてください。

栗津議員

これから弁明をさせていただきます。弁明書。今回の懲罰対象とされている事案は、職員がパワーハラスメントの申請を行ったことが特定されないよう配慮するため、外部相談員を設置する修正案を提出したことに關するものであります。まず、議員には修正案を作成しても、執行機関が保有しているような積算資料や職員配置に関する詳細なデータを持っているわけではありません。したがって、予算ほどの程度かかるのかとの質問に対して、その場で正確な金額をお答えできなかったとしても、そのことだけをもって条例案を提出する資格がないとされるものではないと考えます。また、答弁が十分にできなかったこと自体、直ちに懲罰事由になるものではないと考えております。

私は安藤議員からの質問に対し、質問の趣旨が十二分に理解できませんので、もう少し分かりやすく質問いただけませんかというようお願いをしたにすぎません。質問の趣旨が明確でない場合、改めて整理していただいた上で再度質問していただくことが、議事の円滑な進行にもつながるものと考えておりました。しかしながら、その場では質問の整理がなされないまま、議長から私に対し、答弁しますか、答弁しませんか

と繰り返し求められました。そのため、私は質問の趣旨が十二分に理解できないため答弁できませんと、お答えいたしました。この対応は議長の進行に従い、その場で誠実に対応しようとした結果であり、議事進行を妨げようとする意図は一切ありませんでした。

むしろ、質問の趣旨が不明確なまま答弁を求められたことについて、私が戸惑いを感じておりました。本来なら、議長は安藤議員に質問を再度説明するように言うのが当然でございますが、その質問のお願いもありませんでした。以上のとおり、私の行為は議会の品位を損なうものでもなく、議事進行を妨害するものでもなかったと考えております。

したがって、本件を懲罰の対象とすることについては、慎重なご判断をお願いしたいと考えております。また、岐阜地方裁判所に提出した訴状にも記載してありますが、憲法上問題があるのではないかと考えられる陳謝文の朗読に応じなかったことを理由として、再び懲罰の対象とすることについては、実質的に二重の不利益を科すことになりかねず、慎重であるべきだと考えております。

今回、提訴に至った背景には、今回の懲罰事案だけでなく、前回の懲罰事案にも関係しております。前回というのは五年か六年前のことですが、私に対する懲罰について、懲罰特別委員会で無罪との判断がされたにもかかわらず、その後、動議が提出され、最終的に戒告処分を受けることになりました。その際には弁明の機会も与えられませんでした。

また、令和8年3月には議長から議長室と議場で、同一案件について2度にわたり嚴重注意を受けました。これについても、同じ案件に重ねて不利益を受けているのではないかという思いを持っております。

さらに、私の一般質問に本会議では答弁されず、終わってから、執行部の見解書について、議長から私の手元に届いておったわけでございますが、これは令和7年6月ですね。執行部の中身は私から言わせれば言い訳ばかり。私は公開を希望していなかったにもかかわらず、市長からの再度の要請を受けて、議長により、私の了解なく公開された件もありました。

この一連の行為は私に対するいじめであり、パワハラであり、議員としての立場や意思が十分に尊重されていないのではないかと感じております。この件に関しては、今、いろいろと対応を考えております。

加えて、ホテル KOYO の施設への無断立入り事案に対し、私ども議員に対する事情確認がないまま、市長のコメントが CBC テレビで放映された件についても、今後、事実関係を CBC テレ

	<p>びに確認していきたいと考えております。</p> <p>ここ数年、議会を巡って様々な出来事が続いており、議会本来の在り方について、改めて皆様と共有し、議会はどのようなものかと考えていく必要があるのではないかと考えております。</p> <p>議会は執行部を監視し、必要な点をチェックするという大切な役割を担っています。二元代表制の下でその役割を十分に発揮していくには、議員がそれぞれの立場から自由に意見を述べ、議論できる環境が守られなければならないと考えます。</p> <p>また、羽島市民病院の経営改善をはじめ、市政には今こそ議会がしっかりと見ていかなければならない課題が多くあります。だからこそ、議会が本来の機能を十分に果たせるよう、健全な議会運営を取り戻すことが大切であると考えております。</p> <p>私はそのような思いから、羽島市議会の正常化と議会が本来の役割を果たせる環境を求めて、あえて提訴を決断いたしました。議員各位におかれましては、本件の経緯と私の趣旨をご理解いただき、公平かつ冷静なご判断を賜りますよう心からお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
野口委員長	<p>以上で弁明を終わります。栗津議員は退出願います。</p>
	<p>〔栗津議員退席〕</p>
野口委員長	<p>それでは懲罰を科すかどうか、科すとすれば懲罰の種類は何かなど、委員の皆様のご意見を伺います。最初は挙手でよいと思います。</p>
藤川委員	<p>本案件は冒頭で野口委員長からご案内がありましたとおり、5月15日の臨時会で栗津議員が議会の議決に従わず、陳謝文の朗読をしなかったことに対する懲罰の検討ということがあります。先ほど弁明を伺いましたが、その中でなぜ陳謝文の朗読を行わなかったのかということについての理由は、はっきりとは聞き取れませんでした。</p> <p>栗津議員は市議会の正常化のためとおっしゃっておられましたが、正常化、つまりルールにのっとった議会運営を求めるのであれば、議決に従うという議員として必要な行為はなされるべきであったと考えます。議決に従わなかったという事実は、既に皆様もご確認いただいておりますので、この栗津議員の行為に対して、議会の秩序を乱し、品位尊重に違反しているということで、私は栗津議員に対する懲罰としては、陳</p>

花村委員	<p>謝が妥当ではないかと考える次第であります。</p> <p>もとより私は、栗津議員の議会での言動が、羽島市議会の品位を汚すものには当たらないと考えておりまして、懲罰には値しないと考えるものであります。</p>
南谷佳寛委員	<p>先ほど藤川委員が言われたように、5月15日の本会議において、議決されたにもかかわらず陳謝文を朗読しなかったということは懲罰に値すると思います。そして、先ほどの弁明の際に5年前のことも言われていました。そのときのことは関係ありませんが、陳謝文を朗読しなかったことに対して謝罪することもなく、ご自身が正しいのだというような意見を述べられたことは非常に残念だと思います。本当に議会の秩序を乱したことは間違いのないと思いますので、陳謝文の朗読が妥当だと思います。</p>
近藤委員	<p>先ほどの弁明でも大体今までと同じ内容で弁明されておりましたが、今回の事案について、仮に我々が修正案を出したとします。先ほど栗津議員が言われたのと同じように、あれだけの質問項目を出されて、こちらが答弁する側になった場合、予算面などについて、自分の後ろにスタッフがいるわけではありませんので、自分で調べて答弁をするというのは恐らく難しいだろうと想像いたします。</p> <p>再三申し上げておりますが、私もあのとき本会議で聞いておりましたが、他の議員の質問内容が理解できないということについて、事前に通告書が出されており、それに基づいて考えるのが当たり前、聞くのが当たり前ということでしたが、質問内容の理解度には個人差があります。質問内容をどのように理解してよいか分からないということは、私もよくあることです。</p> <p>そうした答弁を繰り返しても、どんどん議事を進めていってしまいました。私も議長を経験していて、あのようなケースはありませんでしたが、あの場では、もう少し違った進め方があったのではないかと考えております。</p> <p>元々この事案については、私の個人的な意見ですが、総合的に判断して懲罰に該当するような事案ではないという思いで聞いております。確かに前回、議場において多数決で陳謝文を読めという決定をいたしました。私はそのときにも反対意見を出したと記憶しておりますが、そこで読まなかったことに対して再度懲罰にかけるということについて、本来、元の話が懲罰に該当しないという私の意見を述べておきます。</p> <p>そして、この件について、ご本人から裁判所に提訴したとい</p>

うことで進められております。裁判所に提出されたものであれば、一時保留と申しますか、その結果が出ないうちにこちらで懲罰をかけてしまい、裁判所の決定でそれはおかしいという結論が出されますと、議会そのものがおかしくなると思います。いつ終わるか分かりませんが、裁判所の結論が出てから判断をしていきたいと考えております。

後藤國弘委員

5月15日以前の懲罰特別委員会の内容について触れているような気がするのですが、5月15日以前の懲罰特別委員会の内容については、そのときに行われて議会で議決したことであります。そこに今回の懲罰委員会が触れるのか触れないのかということですが、私は触れなくてよいと思います。

議会で決定した事項に関して、今回は5月15日に陳謝文を読まなかったことに対する懲罰であるべきだと思います。議会で決定された内容について不履行であったことに対する懲罰動議であると理解しております。

したがって、今回は懲罰に値すると思っております。その内容が戒告になるのか陳謝になるのかは、これから皆様で決めていただければよいと思いますが、先ほどの弁明についても、5月15日以前の1回目の懲罰委員会の内容について云々という内容でしたので、そこをもう一度議論するのであればそのようにしていただきたいと思いますが、今回の動議はそうではないと思っております。

野口委員長

先ほどからお話が出ておりますが、後藤國弘委員と藤川委員が言われるとおりです。過去に遡ってまで、この懲罰特別委員会を開いているわけではありませんので、5月15日の議場の陳謝文の朗読を拒否したことに対する懲罰動議をどうすべきなのかということについて議論しております。その辺りをご理解いただきたいと思います。とりあえず、後藤國弘委員は懲罰を科すべきであるというお考えでよろしいですね。種類はともかくとして。

後藤國弘委員

そうですね。議会の決定事項が不履行に終わったということ自体は、やはり議会の品位を汚すものでありますので、これは懲罰に値すると思っております。

安井委員

同じことになりますが、栗津議員の弁明の中には、本当に関係のないと言ったらおかしいですが、先ほど後藤國弘委員がおっしゃられたように、15日の本会議において議会で議決された陳謝文を読まなかった、拒否したということに対しての懲罰

特別委員会だと思えます。ですので、私は懲罰に当たると思えます。そして、陳謝でお願いしたいと思えます。もう一度読み上げてほしいと思っております。

〔「平行線や」と呼ぶ者あり〕

〔「同一の陳謝文を読むということですか」と呼ぶ者あり〕

野口委員長

まだ陳謝に決まっておられませんので。平行線と言われてもそんなこと関係ないので、しっかりと議論して結論を導き出したいと思えます。よろしくお願いいたします。

豊島委員

他の委員から意見が出ておりますように、この特別委員会が設置されたのは15日の本会議での出来事によります。そのときは野口委員長のもとで閉会中の継続審査を決め、散会となりました。改めて本日開かれた中でどうするかということですが、今回の件は新たな案件ですので、中身をよく見ておりましたが、私の意見としては戒告がよいと考えます。議長からの注意といったことで済ませられるかとも思えますが、それがありませんので、戒告といたします。

もう1点は、これとは連動しないという意見もありますが、公にもなっておりますとおり、栗津議員が岐阜地方裁判所に提訴されていることの結論をまだ聞いておりません。その結論と、本日ここで委員の皆様が決定されたことが違った場合のことを考えていかなければならないと思えますので、私は戒告で結構かと思っております。

野口委員長

豊島委員は懲罰を科すべきであり、その内容は戒告であるということですね。全員の意見が揃いましたが、ほかに意見がある方はご発言をお願いいたします。

藤川委員

今回の件は議決に従わなかったことに対する懲罰であります。市議会議員として、議会で議決したことに従わなくても許されるという前例を作つてよいのかということにもなります。

たとえ賛成、反対の意見があり、自分の意に沿わない議決であったとしても、多数決で議決されたということの重みは、議員としてはしっかりと受け止めて、その内容には従っていかなければならないと思えます。議決に従わなかった行為は市議会議員として看過できません。よって、懲罰は少なからず科されるべきであると考えます。

安井委員	<p>提訴しているから結果が出てから決めるというご意見がありました。提訴されたことと、この懲罰特別委員会で決めることは別の話かと思えます。ですので、即断してもよいのではないかと考えております。</p>
野口委員長	<p>懲罰を科すべきだという方が、南谷佳寛委員、藤川委員、安井委員、豊島委員、後藤國弘委員の5名ですね。懲罰を科すべきではないというのが、近藤委員と花村委員の2名ということでございますが、ほかにご意見はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口委員長	<p>ほかにも意見もないようですので、採決をさせていただきます。まず、懲罰を科すかどうかについて採決を採ります。懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
野口委員長	<p>賛成多数ですので、栗津議員に懲罰を科すことに決定いたしました。次に、懲罰の種類についてです。種類についてご意見がありましたらよろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘委員	<p>今回は議場において、議員の多数によって採決された懲罰が不履行であったことに対する懲罰ですので、私は戒告でよいと思います。それともう一つ、前回の懲罰特別委員会で決定した陳謝文を朗読していただくことについては、拒否したからといってなくなったわけではなく、再度、陳謝文の朗読を要望してもよいと思います。それはまた後で話せばよいと思いますが、そのことと今回は別の話ですので、戒告にすればよいと思っております。</p>
野口委員長	<p>遑れないでしょう。後藤國弘委員は戒告ですね。</p>
後藤國弘委員	<p>今回は戒告でよいと思います。 次のときは…次があるかどうか分かりませんが。</p>
野口委員長	<p>次のことも鑑みてということですね。</p>
藤川委員	<p>前回の処分が陳謝ということでした。陳謝文の朗読を拒否したという事実に対して懲罰動議が提出され、この委員会が開かれております。前回は陳謝文の朗読であったのに、それを拒否</p>

	<p>すれば次は戒告で済むという前例ができてしまいます。要するに、拒否したほうが処分が軽くなる前例を作ってしまうてよいのかということも考慮して、今回の処分については考えなければならぬと思う次第です。</p>
後藤國弘委員	<p>今回は陳謝でしょうか。それとも、その上の議場からの退出を求めるものでしょうか。どのような懲罰をお考えですか。</p>
藤川委員	<p>先ほども申し上げましたが、私は今回の議決に従わなかった行為は陳謝に相当すると考えております。陳謝、出席停止、除名と段階が上がる中で、私は陳謝が妥当であろうと考える次第です。</p>
花村委員	<p>私は懲罰に値しないと発言いたしましたが、それが否決された現時点において、戒告であるのか陳謝であるのかという問いかけについては、戒告でよいのではないかと思う次第です。提訴したということも考慮しなければならないということで、戒告でいくべきだと考えます。</p>
豊島委員	<p>今回は5月15日の事案についての特別委員会ですので、私は先ほど申し上げましたように戒告という意見を持っております。</p>
近藤委員	<p>賛成、反対で少数となりましたが、先ほど懲罰に該当しないと申し上げました。先ほども申しましたように、ご本人もあれだけ弁明され、そのやり取りが栗津議員に言わせると不適切だということで裁判所に提訴されたわけですので、その結果がどうなるか分かりませんが、結果を見て判断したいと思います。保留、棄権ということです。</p>
野口委員長	<p>採決には参加しないということですね。</p> <p style="text-align: center;">〔近藤議員同意〕</p>
安井委員	<p>先ほどから聞いておりますと、栗津議員は議員としてしっかりとやっていかなければならないとよくおっしゃっております。議会人としてどうなのかということ考えたときに、この議決を無視した、陳謝を拒否したということは非常に重大なことだと思います。秩序を守らないというのは、議員としていかなものかと考えております。</p> <p>先ほど藤川委員が言われたように、前回は陳謝を拒否して、</p>

	<p>今回は戒告という一段階下がった処分になると、提訴したほうが都合が良くなる前例を作ってしまうことになって、恐ろしいことです。やはりきちんとしたルールのもと、議員としてどうあるべきなのかというところで、陳謝でよいと思います。</p>
後藤國弘委員	<p>なかなか悩ましいところではありますが、まず、提訴云々については、この懲罰特別委員会には関係のない話ですので、ここで決定してよいと思います。先ほど戒告でよいという意見もありましたが、前回との兼ね合いもありますので陳謝にしても構いません。陳謝文の内容は後で検討するのですか。</p>
野口委員長	<p>今回はあらかじめ戒告文案と陳謝文案が配付してありますが、とりあえず後藤國弘委員は陳謝ということですね。 ご意見はよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
野口委員長	<p>採決を採ります。それでは、陳謝でよいという方。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
野口委員長	<p>4名です。戒告でよいという方。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手少数〕</p>
野口委員長	<p>2名です。陳謝が4名、戒告が2名ということで、陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。</p> <p>次に、陳謝の文案について協議願います。議論がどのようになってもよいよう既に文案を作成し、タブレットにデータを格納してあります。</p> <p>陳謝文案は次のとおりです。「私は、令和8年5月15日の本会議において、議会で議決された陳謝文の朗読を拒否したことは、議会の構成員である議員が議会の議決に反することであり、羽島市議会の秩序を乱し、品位の尊重に反するものでした。羽島市議会の秩序を守り、品位を尊重すべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝し陳謝します。」</p> <p>陳謝文の文案について何かご意見はございますか。</p>
藤川委員	<p>このままでよいと思います。</p>

後藤國弘委員	<p>議会で議決された陳謝文という箇所について、陳謝文がどういったものであるかが分かりづらいです。つまり、前回の懲罰委員会で陳謝が議決され、議会で発せられたときの日付や内容も入れればよいのですが、この陳謝文についてももう少し説明があってもよいかと思います。それを読まなかったということ、もう少し具体化すべきではないかと思っております。</p> <p>陳謝文の全文を入れるのではなく、こういった陳謝文であったという内容は入れてもよいのではないかと思います。短めでよいですが、例えば、修正案に対する説明責任を果たさなかったことによる陳謝文とか。</p>
野口委員長	<p>後藤國弘委員が案を考えている間に、そのほかにご意見はありますか。</p>
花村委員	<p>後藤國弘委員がおっしゃるようなことを書き足すと、余計に粟津議員は読み上げが困難になると思われますので、これでよいと思います。</p>
野口委員長	<p>花村委員は、この文章でよいということですね。</p>
豊島委員	<p>前回も私は戒告を主張しており、本会議でも陳謝に賛成しておりません。ですので、この陳謝文については賛成しません。</p>
安井委員	<p>この文章を読ませていただきますと、本当にそのとおりのことをやっておりますので、大変分かりやすい陳謝文だと思います。これでよいです。</p>
南谷佳寛委員	<p>私もこの文章で十分に伝わると思います。</p>
野口委員長	<p>後藤國弘委員、いかがでしょうか。</p>
後藤國弘委員	<p>確かにこのとおりですが、「5月15日臨時会において議決された陳謝文を」、という言葉くらいは入れてもよいかと思えます。</p> <p style="text-align: center;">〔「書いてあります」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘委員	<p>よい案が浮かんでできません。</p>
野口委員長	<p>それでは、後藤國弘委員の案はなしで進めます。ほかにはよろしいでしょうか。</p>

	<p>〔発言する者なし〕</p>
野口委員長	<p>陳謝文についてご意見を伺いました。陳謝文について採決を採ります。この陳謝文でよいという方の挙手を願います。</p>
	<p>〔挙手多数〕</p>
野口委員長	<p>4名ですね。反対の方、挙手を願います。</p>
	<p>〔挙手なし〕</p>
野口委員長	<p>それでは、陳謝文についてはこの案でよろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>では、この陳謝文で決定いたします。次に、この懲罰の議案を上程する日についてですが、定例会中のどの日にするか、ご意見を伺います。</p>
	<p>〔「最終日」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>最終日でよろしいですか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員長	<p>最終日とすることに決定いたしました。議長、何かございますか。</p>
	<p>〔発言なし〕</p>
野口委員長	<p>副議長、よろしいですか。</p>
	<p>〔発言なし〕</p>
野口委員長	<p>これで懲罰特別委員会を閉会いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。お疲れ様でございました。</p>
	<p>【閉会＝午後 2 時 22 分】</p>